

裏面白紙

目次

整理
番号

件名

1	學生者設置法等の一部改正
2	探渡法の一部改正
3	未帰還者留年条換等探渡法の一部改正
4	へん黙処理法等に関する法律の一部を改正する法律
5	母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律
6	採血及び供血並びに業取締法

法制局

法
制
局

裏
面
白
紙

厚生省設置法第9一部を改正する法律案

閣議上申 三月一日

閣議 三月二日

署名 學生総理

公布 三月三十一日

第五〇号

法制局

3/22

厚生省設置法の一部を改正する法律案
（昭和二十四年法律第百五十一号）を次のように改正する。

○第六條第二項中「環境衛生部を置く。」を「環境衛生部を、引揚援護局に未帰還調査部を置く。」に改める。

○第七條第一項を次のように改める。
引揚援護局、医務局、保険局及び引揚援護局に、それぞれ次長一人を置く。

第十四條の二に次の一項を加える。
3 未帰還調査部は、前項第七号に掲げる事務をつかさどる。

第十五條中「社会保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。
第十九條第一項第二号中「抗菌性物質」の下に「及びその製剤」を、

「試験的製造」の下に「並びにこれらに必要な標準品の製造」を加え、
同項第三号中「稀で」を「まれであるか、又は」に、「ワクチン及び血清」を「生物学的製剤」に改める。

第二十四條第一項第二号及び第三号中「及び抗菌性物質」を「並び

(10)

に抗菌性物質及びその製剤」に改め、同項第六号中「試験的製造」の下に「及びこれら」の試験及び検査に必要な標準品の製造」を、同條第四項中「支所」の下に「薬用植物栽培試験場」を加える。

第二十八條を削り、第二十七條の二を第二十八條とする。
第二十九條第一項の表中 結核予防審議会

厚生大臣の諮問に
結核患者の医療に
関する重要事項を
調査すること。

厚生大臣の諮問に
結核の予防及
結核患者の医療に
関する重要事項を
調査すること。

衛生検査指針審議会
品検査その他公衆衛生上必要な検査の指
針に関する事項を調査審議すること。

（施行期日）

附 則

改める。

第七十五

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

国家行政組織法の一部改正

国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）の一部を次のよ

うに改正する。

別表第二中「公衆衛生局」を「公衆衛生局」に改める。

環境衛生部

未帰還調査部

理由

未帰還問題の現状にかんがみ、未帰還者の調査究明の事務の能率的
運営を図るために、厚生省の附属機関である未帰還調査部を厚生省の
内部部に改組するとともに、厚生省の次長制を整備する等の必要が
ある。これが、この法律案を提出する理由である。

この件関係主任官
厚生事務官 小山 進次郎

厚生省発給第一〇号

厚生省設置法等の一部を改正する

法律の制定に関する件

厚生省設置法等の一部を改正する法律を制定する必要がある。
よつて、別紙法律案を提出する。

右閣議を請う。

昭和三十一年二月二十八日

厚生大臣 小林 英三

内閣総理大臣 鳩山 一郎 殿

厚生省

厚生省設置法等の一部を改正する法律案

(厚生省設置法の一部改正)

第一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「環境衛生部を置く。」を「環境衛生部を、引揚療養局に未帰還調査部を置く。」に改める。

第七条第一項を次のように改める。

医務局、保険局及び引揚療養局に、それぞれ次長一人を置く。

第十四条の二に次の一項を加える。

厚生省

2 未帰還調査部は、前項第七号に掲げる事務をつかさどる。

第十五条中「社会保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。

第十九条第一項第二号中「抗菌性物質」の下に「及びその製剤」を加え、「殺虫剤及び」を「殺虫剤並びに」に改め、「試験的製造」の下に「並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造」を加え、同項第三号中「種で、」を「まれであるか、又は」に、「ワクチン及び血清」を「生物学的製剤」に改める。

第二十四条第一項第二号及び第三号中「及び抗菌性物質」を

「並びに抗菌性物質及びその製剤」に改め、同項第六号中「試験的製造」の下に「並びに医薬品等の試験及び検査に必要な標準品の製造」を、同条第四項中「支所」の下に「及び薬用植物栽培試験場」を加える。

第二十八条を削り、第二十七条の二を第二十八条とする。

(国家行政組織法の一部改正)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「—公衆衛生局—環境衛生部—」を「—公衆衛生引揚授諭—環境衛生部—」に改める。

附 則

厚生省

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

理由

未帰還者の調査究明の事務の能率的運営を図るため厚生省の附
属機関である未帰還調査部を厚生省の内部部局に改組するととも
に、厚生省の次長副を登壇する等の必要がある。これが、この法
律案を提出する理由である。

厚生省

厚生省設置法等の一部を改正する法律案

(厚生省設置法の一部改正)

第一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「環境衛生部を置く。」を「環境衛生部を、引揚援護局に未帰還調査部を置く。」に改める。

第七条第一項を次のように改める。

医務局、保健局及び引揚援護局に、それぞれ次長一人を置く。

第十四条の二に次の一項を加える。

2 未帰還調査部は、前項第七号に掲げる事務をつかさどる。

第十五条中「社会保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。未帰還調査部

第十九条第一項第二号中「抗菌性物質」の下に「及びその製剤」を加え、「殺虫剤及び」を「殺虫剤並びに」に改め、「試験的製造」の下に「並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必

要な標準品の製造」を加え、同項第三号中「稀で、」を「まれであるか、又は」に、「ワクチン及び血清」を「生物学的製剤」に改める。

第二十四条第一項第二号及び第三号中「及び抗菌性物質」を「並びに抗菌性物質及びその製剤」に改め、同項第六号中「試験的製造」の下に「並びに医薬品等の試験及び検査に必要な標準品の製造」を、同条第四項中「支所」の下に「及び薬用植物栽培試験場」を加える。

第二十八条を削り、第二十七条の二を第二十八条とする。

(国家行政組織法の一部改正)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「一公衆衛生局一環境衛生部」を「一公衆衛生局

環境衛生部
未帰還調査部」に改める。

附 則
この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

裏面白紙

理由

未帰還者の調査究明の事務の能率的運営を図るため厚生省の附属機関である未帰還調査部を厚生省の内部部に改組するとともに、厚生省の次長制を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裏面白紙

95

厚生省設置法等の一部を改正する法律案

15

95

厚生省設置法等の一部を改正する法律

(厚生省設置法の一部改正)

第一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「環境衛生部を置く。」を「環境衛生部を、引揚援護局に未帰還調査部を置く。」に改める。

第七条第一項を次のように改める。

医務局、保険局及び引揚援護局に、それぞれ次長一人を置く。

第十四条の二に次の一項を加える。

2 未帰還調査部は、前項第七号に掲げる事務をつかさどる。

第十五条中「社会保険審査会
未帰還調査部」を「社会保険審査会」に改める。

第十九条第一項第二号中「抗菌性物質」の下に「及びその製剤」を加え、「殺虫剤及び」を「殺虫剤並びに」に改め、「試験的製造」の下に「並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造」を加え、同項第三号中「稀で、」を「まれであるか、又は」に、「ワクチン及び血清」を「生物学的製剤」に改める。

第二十四条第一項第二号及び第三号中「及び抗菌性物質」を「並びに抗菌性物質及びその製剤」に改め、同項第六号中「試験的製造」の下に「並びに医薬品等の試験及び検査に必要な標準品の製造」を加え、同条第四項中「支所」の下に「及び薬用植物栽培試験場」を加える。

第二十八条を削り、第二十七条の二を第二十八条とする。

(国家行政組織法の一部改正)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「公衆衛生局一環境衛生部」を「公衆衛生局一環境衛生部一引揚援護局一未帰還調査部」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

理由

未帰還者の調査究明の事務の能率的運営を図るため、厚生省の附属機関である未帰還調査部を厚生省の内部部局に改組するとともに、厚生省の次長制を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

審査報告書

厚生省設置法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年三月三十日

内閣委員長 小柳 牧 衛

参議院議長 河井 彌 八 殿

多数意見者署名

田畑金光 井上知治 遠藤柳作 木村篤太郎
中山壽彦 苦米地義三 島村軍次 千葉 信
野本品吉

二

要 領 書

一、委員会の決定の理由

附属機関である未帰還調査部を縮小して本省の内部部局にするとともに、本省の附属機関である国立予防衛生研究所及び国立衛生試験所の所掌事務について所要の改正を行うことは適当な措置と認められた。

二、費用

本法施行のため、別に経費を要しない。

